

海上自衛隊佐世保OB会会則

昭和52年11月1日

目次

第1章	総則（第1条－第4条）
第2章	会員（第5条－第8条）
第3章	役員（第9条－第12条）
第4章	顧問（第13条）
第5章	会議（第14条－第17条）
第6章	会計（第18条・第19条、第20条：削除）
第7章	弔意（第21条）
附則	
理事会決定事項	

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、「海上自衛隊佐世保OB会」と称する。

（目的）

第2条 本会は、会員の親睦と相互扶助を図るとともに、事業を通じ海上自衛隊及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 本会は、会員及び特別会員をもって構成する。

2 会員の住所を基に区割を行い、区内の長を区長とし、OB会活動の資とする。

なお、区割制度については、理事会において定める。

（事業）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、分科委員会及び事務局を設け次の事業を行う。

なお、それらの所掌業務については、理事会において定める。

(1) 同好会、懇親会等による会員の親睦及び弔意による相互扶助に関すること。

なお、同好会活動については、理事会において定める。

(2) 佐世保における自衛隊関係諸団体との連携・協力に関すること。

(3) 佐世保を主とする海上自衛隊の活動に対する支援に関すること。

(4) 機関誌（「海上自衛隊佐世保OB会だより（略称：OB会だより）」及び会員名簿の発行に関すること。

(5) 地域社会の発展に関すること。

(6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員

（会員）

第5条 会員は、海上自衛隊退職者及びその遺族（以下「正会員」という。）並びに海上自衛隊退職者である会員の配偶者、子息等（以下「家族会員」という。）で構成、本会の目的に賛同し、会長が入会を承認した者とする。

なお、家族会員は、家族である正会員が死去した場合、遺族として正会員への会員種別の変更又は

退会の意思を会長へ申し出るものとする。また、正会員のうち76歳以上の希望者は、終身会員（以下「選択制終身会員」という。）となることができる。

2 特別会員は、前項以外の者で本会の目的に賛同し、会員の推薦により理事会の審議を経て、会長が入会を承認した者とする。

（入会）

第6条 本会に入会しようとする者は、別に定める「海上自衛隊佐世保OB会入会申込書」により、入会を申し込むものとする。

（退会）

第7条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 本人が申し出たとき。
- (3) 2年連続会費未納のとき。
- (4) 除名されたとき。

（会費）

第8条 会員は、次の表により会費を納入するものとする。

区 分	会 費	備 考
正 会 員	年額4千円	年度の半期を過ぎて入会する正会員の当該年度の会費は2千円とする。
家族会員	年額1千円/人	
選択制終身会員	一括2万円	
特別会員	免 除	

第3章 役 員

（役員）

第9条 本会に次の表の役員を置く。

区 分	員 数
会 長	1名
監 査	2名
理 事	必要数

2 前項の理事の中から会長は、次の表の役員を選出する。

区 分	員 数	備 考
副会長	4名	他の役員と兼務することができる。
分科委員長	必要数	
分科委員	その他の理事	
区 長	必要数	
事務局長	1名	

（役員を選出）

第10条 役員を選出は、次による。

- (1) 会長及び監査（以下「会長等」という。）は、総会において選出する。
- (2) その他の役員は、会長が選出し委嘱する。
- (3) 会長等の候補者選考基準については、理事会において定める。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。
- (3) 分科委員長は、所掌する委員会を統制し、担当事業を実施する。
- (4) 区長は区内の会員の現状把握に努め、会員の内務について、事務局長を補佐する。
- (5) 監査は会計事務の監査を行い、その結果を定期総会において報告する。
- (6) 理事は、本会の運営事項等を審議するほか、その実施に当たる。
- (7) 事務局長は帳簿を備え、会費の徴収、保管及び出納に任ずるほか、本会の庶務に関する事項を処理し、会議の議事録等を作成・保管する。

(任期)

第12条 役員のうち、会長等の任期は2年とする。ただし、諸般の都合により再任を妨げるものではない。会長等に事故があった場合は、代行を置くか又は理事会を経て臨時総会を開催し後任者を選出するものとし、任期は残余の期間とする。

2 その他の役員については、任期を定めないものとし業務遂行が極めて困難となった場合は、会長に申し出るものとする。

第4章 顧問

(顧問)

第13条 会長の諮問機関として、理事会の承認を得て顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長経験者及び会長が適当と認めた者とする。
- 3 顧問は、会長の要請により理事会に出席することができる。

第5章 会議

(種類)

第14条 会議の種類は、次の表のとおりとする。

区 分	種 類
総 会	定期総会、臨時総会
理事会等	理事会、分科委員会、定例会

(構成)

第15条 会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、全会員の1/3以上の出席を必要とする。ただし、欠席者のうち、あらかじめ議長に対し委任状を提出した者は、出席したものと見なす。
- (2) 理事会は、第9条で定める全役員で構成し、1/2以上の出席を必要とする。
- (3) 分科委員会は、分科委員長及び分科委員をもって構成する。
なお、分科委員会の数及び構成については、必要に応じ会長が決定する。
- (4) 定例会は、会長、副会長、分科委員長及び事務局長をもって構成する。

(機能)

第16条 会議の機能は、次の表のとおりとする。

区 分	機 能
総 会	1 事業報告及び決裁の承認に関すること。 2 事業計画及び予算の決定に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 3 会則の制定及び改正に関する事。 4 その他、会長が必要と認める事項の決定に関する事。
理事会	<ul style="list-style-type: none"> 1 総会に諮るための議案の検討に関する事。 2 分科委員会の設置及び構成に関する事。 3 事務局と区長との連絡・調整に関する事。 4 その他、会長が必要と認める事項
分科委員会	<ul style="list-style-type: none"> 1 事業計画の分担実施に関する事。 2 その他、必要な事項の検討に関する事。
定例会	<ul style="list-style-type: none"> 1 実績の次回への反映事項に関する事。 2 今後の予定・調整に関する事。 3 検討事項に関する事。 4 各部会等の連絡・調整に関する事。 5 役員相互の情報交換に関する事。

(実施)

第 17 条 会議の実施は、次のとおりとする。

- (1) 定期総会は年 1 回とし、会計年度当初に会長が招集する。その際、会議の議決は、出席者の過半数によって可決し、賛否同数の場合は議長が決裁する。
- (2) 臨時総会は理事会において必要と認められたとき、会長が招集する。
- (3) 総会の議長は、出席者の中から適任者を選出し総会を総括するものとする。
- (4) 理事会は、各四半期に 1 回を標準として実施するものとし、会長が招集する。
なお、議決は出席者の過半数の同意による。
- (5) 分科委員会は、分科委員長が必要と認めたとき招集する。
- (6) 定例会は、月 1 回を標準として実施するものとし、会長の指示に基づき事務局長が招集する。

第 6 章 会 計

(経費)

第 18 条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれに充てる。

2 会費は、原則として毎会計年度当初に納入するものとする。

(会計年度)

第 19 条 会計年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(予算及び決算)

第 20 条 削 除

第 7 章 弔 意

(弔意)

第 21 条 会員が死亡した場合、会として弔意を表すとともに、叙位・叙勲に伴う関係先への連絡を行う。

2 弔慰金と併せ遺族の要望の有無を確認し、葬儀時弔旗を提供する。

3 弔慰金については、5 千円とする。ただし、当該年度及び前年度の 2 年連続の会費未納者については、適用しない。

- 4 特別会員については、会員に準じ弔意を表すものとする。
- 5 会員及び特別会員以外については、特に会長が必要と認めるOB会の関係先の者及びOB会へ貢献があった者とし、弔意を表すものとする。

附 則

- 1 この会則により難い事項が生じた場合は、理事会において処理することができる。ただし、会長は、総会の承認を必要とする事項について、その経過を次期総会に報告するものとする。
- 2 この会則は、昭和 52 年 11 月 1 日から施行する。
- 3 第 1 次改正 昭和 55 年 4 月 20 日
- 4 第 2 次改正 昭和 56 年 11 月 7 日
- 5 第 3 次改正 昭和 62 年 10 月 25 日
- 6 第 4 次改正 平成 5 年 10 月 24 日
- 7 第 5 次改正 平成 8 年 10 月 19 日
- 8 第 6 次改正 平成 9 年 10 月 18 日
- 9 第 7 次改正 平成 10 年 9 月 26 日
- 10 第 8 次改正 平成 11 年 10 月 1 日
- 11 第 9 次改正 平成 12 年 10 月 15 日
- 12 第 10 次改正 平成 13 年 7 月 12 日
- 13 第 11 次改正 平成 17 年 10 月 16 日
- 14 第 12 次改正 平成 18 年 10 月 21 日
- 15 第 13 次改正 平成 21 年 10 月 17 日
- 16 第 14 次改正 平成 26 年 11 月 7 日
- 17 第 15 次改正 平成 28 年 10 月 29 日
- 18 第 16 次改正 平成 29 年 10 月 21 日
- 19 第 17 次改正 平成 30 年 10 月 20 日
- 20 第 18 次改正 令和元年 10 月 19 日
- 21 第 19 次改正 令和 2 年 10 月 17 日

理事会決定事項

1 会則第 3 条に基づく区割制度

(1) 趣 旨

OB会の組織の現状は、OB会事務局と各会員とのつながりになっており、一般的に組織化された団体とはいえない。そのため、縦横の関係がやや希薄になり、それがOB会活動への参加者減少、会員及び会員獲得の減少の要因の一つとも考えられるとともに、佐世保地方総監部からの災害発生時等における派遣隊員の留守家族支援依頼及びOB会への求人情報に対応するため、区割制度を施行するものである。

なお、本制度は、区内における行事等の実施を奨励するものではない。(平成 30 年 10 月 19 日現在)

(2) 運 用

ア 区長は事務局と連携、事務局長を補佐し、次の業務に当たる。

- (ア) 住所等会員の現状把握（プライバシーを除く。）
- (イ) 退職者・退職予定者への会員勧誘又は事務局への情報提供
- (ウ) 要すれば、会費未納会員に対する退会の意志確認
- (エ) 会員の安否確認
- (オ) 佐世保地方総監部からの依頼による海自隊員留守家族の安否確認
- (カ) 求人情報への対応
- (キ) その他

イ 区長は理事となり役員を兼務、理事会に出席するものとする。

ウ 区長の任期は定めのないものとし、業務遂行が極めて困難となった場合は、会長に申し出るものとする。

(3) 区割表

別表第1のとおり。

平成30年10月20日施行

2 会則第4条に基づく分科委員会及び事務局の所掌業務

(1) 趣旨

分科委員会及び事務局の存在は、昭和52年11月1日の会則制定時に記載されているが、分科委員会の種類並びに分科委員会及び事務局の所掌業務については、会則及び理事会決定事項に記載されていない。ただし、平成21年頃分科委員会及び事務局の所掌業務について記載された単体の文書「各委員長職務一覧」が現存するため、それを基に見直しを行い理事会決定事項として定め施行するものである。（平成30年10月19日現在）

(2) 分科委員会及び事務局所掌業務

別表第2のとおり。

「各委員長職務一覧」（平成21年頃作成）文書現存

平成30年10月20日施行

3 会則第4条に基づく同好会活動

(1) 趣旨

同好会は、昭和52年11月1日の会則施行後、後年に開設されたと推定するが、会則及び理事会決定事項に記載されていない。ただし、単体の文書「同好会補助金の支払基準」（平成12年9月29日付（理事会承認））が現存するため、それを基に見直しを行うとともに同好会活動は長年継続されていること及び同好会の存在はOB会の特色の一つでもあることから、理事会決定事項として定め施行するものである。（平成30年10月19日現在）

(2) 同好会活動

別表第3のとおり。

「同好会補助金の支払基準」（平成12年9月29日付（理事会承認））文書現存

平成30年10月20日施行

4 会則第10条に基づく会長等役員候補者の選考手順

(1) 公示

改選年度の最初に発行する「OB会だより」において、会長等役員の改選に伴う候補者の推薦に関する公示を行う。

(2) 受付及び第1次選考

ア 前号に示す受付期間内に推薦がない場合、定例会は、9月定例会開催までに会長等役員候補者の推薦を行う。それまでに該当者がいない場合は、適任者を定例会が推薦するものとする。

イ 定例会は、9月定例会において、その後開催予定の理事会に提案するための会長等役員候補者の選考を行う。

ウ 9月定例会において審議を経ていない候補者の擁立は認めない。

(3) 第2次選考

ア 改選年度の総会の直近に開催する理事会において、定例会から提案された会長等役員候補者の選考を行う。

なお、複数の候補者がある場合は、その中から最適任者を決定し、理事会案として総会に提案する。

イ 候補者の決定に当たり、採るべき議決の方法は、理事会に一任する。

(4) その他

その他必要な事項は、理事会においてその都度決定する。

平成13年7月12日施行

1 第1次改正 平成29年10月21日

2 第2次改正 令和元年10月19日